

令和5年第1回

# 秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

**令和5年第1回  
秋川流域斎場組合議会定例会会議録**  
令和5年2月27日(月)、令和5年第1回秋川流域斎場組合議会定例会は、日  
の出町役場 第1・2会議室に招集された。

1. 出席議員(12名)

1番	しょうじ さとし	8番	木住野 智行
2番	国松 まさき	9番	平野 隆史
3番	松本 ゆき子	10番	森田 ちづよ
5番	臼井 建	11番	浜中 由造
6番	天野 正昭	12番	石田 芳英
7番	青鹿 和男	13番	澤本 幹男

2. 欠席議員(0名)

3. 会議録署名議員

5番	臼井 建	6番	天野 正昭
----	------	----	-------

4. 出席説明員

管理者	田村 みさ子	担当課長	野口 誠
副管理者	中嶋 博幸	担当課長	松村 直人
副管理者	坂本 義次	担当課長	坂本 雅人
副管理者	師岡 伸公	担当課長	坂村 孝成

5. 事務局職員

事務局長	谷合 和久	主任	濱中 まり子
主任	赤頭 則行		

# 令和5年第1回 秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日時 令和5年2月27日(月) 午前10時27分開議

場所 日の出町役場 第1・2会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例
日程第 5	議案第2号	秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めること について
日程第 6	議案第3号	秋川流域斎場組合情報公開条例
日程第 7	議案第4号	秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例
日程第 8	議案第5号	秋川流域斎場組合行政不服審査法施行条例
日程第 9	議案第6号	秋川流域斎場組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償 に関する条例
日程第10	議案第7号	秋川流域斎場組合議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬 並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	秋川流域斎場組合一般職の職員の定年等に関する条例の一 部を改正する条例

日程第12	議案第9号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第13	議案第10号	令和4年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第11号	令和5年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について
日程第15	議案第12号	令和5年度秋川流域斎場組合会計予算

## 議事案件

### 議事日程

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  | 会期の決定  |
| 日程第 3  | 諸般の報告  |
| 日程第 4  | 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>(秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 5  | 議案第 2 号 秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて                               |
| 日程第 6  | 議案第 3 号 秋川流域斎場組合情報公開条例   |
| 日程第 7  | 議案第 4 号 秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例  |
| 日程第 8  | 議案第 5 号 秋川流域斎場組合行政不服審査法施行条例  |
| 日程第 9  | 議案第 6 号 秋川流域斎場組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例                             |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 秋川流域斎場組合議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例            |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 秋川流域斎場組合一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例                          |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 令和 4 年度秋川流域斎場組合会計補正予算 (第 2 号)                               |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 令和 5 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について                                 |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 令和 5 年度秋川流域斎場組合会計予算   |

午前10時27分 開会

○議長（青鹿和男議員） 皆様、おはようございます。

局長のほうからお話がありましたけれども、本当に皆様公私ご多忙の中、齋場組合議会定例会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

議長を務めさせていただきます日の出町議会の青鹿でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今般も諸般の事情により通常時の会場ではありません。また、開催時間も変則的になっておりますが、いろいろご理解を賜りますよう、また、お礼を申し上げます。

会議に入る前に、皆様をお願いいたします。

本議会では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、よりスムーズな進行を心掛けていきたいと思ひます。つきましては、登壇の移動は省略をし、自席にてマスク着用のまま発言、答弁をお願いいたします。

また、本日の質疑につきましては各議案とも一括により行ひ、質疑の回数は組合議会会議規則により、同一議題につきましては3回を超えないようお願ひいたします。また、質疑及び答弁は簡潔明瞭にお願ひするとともに、質疑の前に、予算書、資料等の質問する箇所のページと件名を述べていただきたいと思ひます。円滑な進行ができますよう、ご協力をお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまより、令和5年第1回秋川流域齋場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規程により、議長において

5番 白井建議員

6番 天野正昭議員、

を今会期中、指名いたします。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第3「諸般の報告」をいたします。

管理者、田村みさ子町長。

○管理者（田村みさ子町長） 皆様、おはようございます。

ただいまご指名をいただきました管理者の田村みさ子でございます。どうぞよろしく願います。本日も自席にてご報告、説明をさせていただきます。ご了承くださいませ。

本日は、令和5年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、また新型コロナウイルス感染症については、まだ予断を許さない中、ご出席を賜り開会できますこと、心から御礼申し上げます。

それでは諸般の報告、管理者報告をいたします。

当組合「ひので斎場」につきましては、継続して新型コロナウイルス感染症対策や自然災害被害など、施設の稼働に細心の注意を払いながら順調に運営をしております。

別紙をご用意させていただきました。

まず、管理者報告第1号、斎場利用状況でございます。

火葬の利用件数でございますが、1,348件、前年度同時期と比較して136件増えています。使用料で比較しますと265万8千円増加しております。特に12月下旬から現在に至るまで、連日フル稼働に近い状態で受入れをしております。供用開始から22年間の中で突出した数字となっております。原因は不明ですが近隣火葬場でも同様に増加となっております。

式場の利用につきましては、408件で、前年度同時期と比較いたしますと28件の増加となっております。使用料で比較いたしますと98万円増加しております。こちらも1月期については告別式の式場利用稼働率が実質100%となっております。

次に、管理者報告第2号といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応等について、報告をさせていただきます。

前回の報告では「オミクロン株以降、特に第7波の死亡者が多い」と報告させていただいたところでございます。依然、今回の第8波も感染者数に比例するように死亡者受け入れが多くなっております。

このような状況から、現在も斎場での利用制限を継続しておりますが、感染症法上の位置づけが5類へ移行することが発表されております。今後は国や東京都などの指針、ガイドライン

改正等を参考にして、制限を緩和していく予定でございます。

管理者報告については、以上でございます。

最後に、本日は提案をさせていただきます議案が多くなっております。慎重なるご審議を賜りまして、議決をいただければありがたいと思います。

簡単でございますが、以上、ご挨拶とご報告とさせていただきます。

○議長（青鹿和男議員） ありがとうございます。

以上をもって、諸般の報告を終ります。

なお、一般質問の通告はございませんでした。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第4 議案第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与について、東京都の人事委員会勧告を踏まえて改正を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、給料表の改正に加え、勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き上げるもので、期末手当と勤勉手当の合算月数を現行の4.45月から4.55月とするものでございます。

なお、引き上げる0.1月分につきましては、令和4年度は12月に支給する勤勉手当に加算し、令和5年度以降は0.1月を等分し、6月と12月の勤勉手当に、それぞれ0.05月を加算することといたしました。

なお、一時金の基準日が12月1日となっており、基準日以前の条例改正が必要であることから、専決処分とさせていただきます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青鹿和男議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第5 議案第2号「秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第2号、秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、代表監査委員でございます山本征孝委員が令和5年2月28日付で辞任されることに伴い、新たに監査委員を選任する必要が生じたことから、後任として杉山和生氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を受けたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青鹿和男議員） 本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案の質疑、討論は省略いたします。

お諮りいたします。

本案を同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は同意することに決しました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第6 議案第3号「秋川流域斎場組合情報公開条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第3号、秋川流域斎場組合情報公開条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、条例を制定するものです。

既に、組織市町村をはじめ多くの団体で制定されている条例でございますが、当組合でも情報及び処務関連の規定類の整備を行い、情報公開に備えて必要な事項を定めておくものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青鹿和男議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第7 議案第4号「秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第4号、秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、「個人情報の保護に関する法律」の改正が行われたことに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化する仕組みとなりました。この改正によって、全ての地方公共団体は、直接改正法の適用を受けることとなるため、条例を制定するものでございます。

このような経緯から、内容につきましては各組織市町村が新たに制定した条例内容と遜色  
ございません。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして、提案理由の説明とさせ  
ていただきます。

○議長（青鹿和男議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第8 議案第5号「秋川流域斎場組合行政不服審査法施行条例」  
を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第5号、秋川流域斎場組合行政不服審査法施行条例につしま  
して、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、行政不服審査法に基づき、必要事項を規定するものです。いままで規定類が未整  
備だったため、今後、申立て等が発生した場合に備えて、条例の制定を行うものです。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせ  
ていただきます。

○議長（青鹿和男議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青鹿和男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

※

○議長(青鹿和男議員) 日程第9・議案第6号と日程第10・議案第7号は、条例制定と一部改正が議題でございますが、関連する内容であることから、一括議題として審議する方法とし、一括上程、一括審議の後、1議案ごとに討論、採決をいただきたいと存じます。

これより提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者(田村みさ子町長) 議案第6号「秋川流域斎場組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、情報公開条例、個人情報保護法施行条例、行政不服審査法施行条例制定に基づき設置する各行政委員の報酬額等につきまして、監査委員を含めて必要事項を規定するものです。

なお、報酬額については各組織市町村及び類似団体を参考にさせていただいております。

以上でございますので、よろしくご審議の上ご承認をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号「秋川流域斎場組合議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議案第6号におきまして、監査委員の処遇を非常勤特別職の職員として規定し直すことと併せまして、既存の条例につきましては議員に特化した条例名への変更及び監査委員に関する規定類を削除する改正内容でございます。

なお、議員の処遇内容に変更はございません。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青鹿和男議員) 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより議案第6号、議案第7号の質疑に入ります。

なお、質疑の際に、個別の議案について質問する場合には、議案番号を述べていただきたいと思っております。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号「秋川流域斎場組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号「秋川流域斎場組合議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第11・議案第8号と日程第12・議案第9号は、条例の一部改正が議題でございますが、この2件も関連する内容であることから、一括議題として審議する方法とし、一括上程、一括審議の後、1議案ごとに討論、採決をいただきたいと存じます。

これより提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第8号「秋川流域斎場組合一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年年齢を引き

上げるとともに、管理監督職、勤務上限年齢制及び定年前再任用、短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものです。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして、提案理由の説明といたします。

続けて、議案第9号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議案第8号と同様に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢引き上げ等に係る関係条例の一部を改正するとともに、職員の再任用に関する規定等を整理するものです。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（青鹿和男議員） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより議案第8号、議案第9号の質疑に入ります。

なお、質疑の際に、個別の議案について質問する場合には、議案番号を述べてください。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号「秋川流域斎場組合一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第13 議案第10号「令和4年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第10号、令和4年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額の変更は行わず、歳出の内容を変更するものです。

内容について、ご説明申し上げます。

歳出でございますが、総務費は、建物設備整備基金積立金を400万円減額させていただきます。

それに対して、衛生費における需用費ですが、現在、経済を取り巻く情勢の影響を受けまして、灯油購入単価が高止まりの状況から、燃料費を150万円追加、また、電気料金の値上げに伴い、光熱水費を250万円追加させていただき、結果的に相殺する形で調整させていただくものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（青鹿和男議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（青鹿和男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（青鹿和男議員） 日程第 14・議案第 11 号と日程第 15・議案第 12 号は、新年度予算に関連する内容であることから、一括議題として審議する方法とし、一括上程、一括審議の後、1 議案ごとに討論、採決いただきたいと存じます。

これより、提案者の説明を求めます。田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第 11 号「令和 5 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について」、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和 5 年度の組織市町村の負担金の額を定めるものでございます。総額は 1 億 6000 万円で、前年度と同額でございます。

算出は、令和 4 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人数、令和 3 年度の利用実績数値及び 400 万円の均等割をもとに算出しております。

各市町村の負担金額及び総額に対する割合は、あきる野市が 1 億 355 万 4 千円で、負担率 64.72%、日の出町が 3173 万 9 千円で負担率 19.84%、檜原村が 928 万 6 千円で負担率 5.80%、奥多摩町が 1542 万 1 千円で負担率 9.64%。

前年度対比では、あきる野市が 84 万円、0.52%の減、日の出町が 85 万 4 千円、0.53%の増、檜原村が 8 万 7 千円、0.06%の増、奥多摩町が 10 万 1 千円、0.06%の減となっております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 12 号「令和 5 年度秋川流域斎場組合会計予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和 5 年度秋川流域斎場組合会計予算、歳入歳出予算の総額を 2 億 2700 万円とさせていただくものでございます。前年度と比較いたしますと、1151 万円の増額で、率にして 5.3%の増となっております。

予算編成方針にお示ししたとおり、今年度も安定した斎場運営を行うことを基本に、施設維持管理や利用者サービスの向上へつながる投資も実施する内容としております。

主な内容につきましては、事務局から説明をいたします。

○議長（青鹿和男議員） 谷合事務局長。

○事務局（谷合和久局長） それでは私から、主だったものを説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。

歳入につきましては、先ほど説明いただきました組織市町村負担金を前年度と同額の1億6000万円としております。

斎場使用料につきましては、火葬場、式場使用料を過去の利用実績を参考に49万円減額し、5299万7千円といたしました。

建物設備整備基金繰入金につきましては、基金の取崩しを行い1000万円計上しております。理由につきましては、工事費等の総額が4000万円規模になることから、これを充当するものです。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。8ページになります。

議会費につきましては、前年度と大きな変更はございません。

総務費につきましては、5307万5千円で、前年度に対し695万2千円の減額とさせていただきました。

新規事業といたしまして、非常勤特別職報酬の新設を行いました。

また、斎場予約システム構築委託料930万円を計上しております。これは現在、電話対応により行っております予約受付作業を、インターネット、スマートフォン等を通じて、利用者が常時、予約や空き時間の確認を行うことができるようにするもので、事務局側も含めて利用者の利便性や、より正確な登録が可能となる仕組みを年度内に構築するための初期費用でございます。

次に9ページ下、建物設備整備基金積立につきましては、4年度当初予算では1529万円計上しておりましたが、今回は基金を取り崩す状況であることから、当初予算段階では千円のみ計上とさせていただきます。

10ページに移りまして、一般職人事管理経費は、職員構成の変更により80万円減額しております。

衛生費につきましては、1億5520万1千円で前年度に対し1846万3千円の増額となっております。

主な内容でございますが、まず需用費におきまして、燃料費、火葬や空調の主燃料であります灯油価格の高止まりにより、151万8千円の増額となっております。光熱水費、こちらも電気代の値上がりにより432万9千円増額しております。修繕料につきましては、例年どおり、不測の事態に備えた予算額に加え、霊安室保冷库2機分の交換修繕費として300万円分増額しております。

委託料につきましては、全体で 378 万円増額となりました。

主な増加項目といたしまして、植栽管理・草刈委託料、5 年度は高木類の手入れ実施等に伴い 71 万 2 千円増。施設管理業務委託料、シルバー人材センター委託単価の上昇により 69 万 8 千円増。式場棟・火葬棟屋上防水施工実施設計委託料は、施設内で複数箇所雨漏りが発生してきたため 5 年度のみ委託事業で 195 万 8 千円、防水工事の設計を行うものでございます。

工事請負費につきましては、4025 万 8 千円で、前年度に対し 596 万 6 千円の増額となっております。

予定する主な工事でございますが、火葬炉設備改修工事 2214 万 3 千円、今年度も主に電気集塵機極板交換工事、昨年に引き続き 2 基あるうちの残り 1 基分の交換が主なものとなります。自動ドア装置交換修繕工事 771 万 1 千円、施設稼働以来使用している未整備分の 21 カ所の経年劣化した自動ドア機器を更新するものです。増圧ポンプユニット寿命部品交換工事 141 万 1 千円、高低差のある長い水道管を揚水している機器に対しましてオーバーホール的な要素の工事となります。冷温水発生器(式場棟)整備工事 599 万 3 千円も空調機運転のための重要な機器であり、メーカー推奨時期を参考にした整備工事となります。

公債費につきましては、残り 2 件の借入金の償還となっており、本年度の元金、利子の合計 1491 万 1 千円は前年度とほぼ変更はございません。

12 ページ、予備費につきましては、前年度と同額の 300 万円とさせていただきます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青鹿和男議員） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより議案第 11 号、議案第 12 号の質疑に入ります。

なお、質疑の際に個別の議案について質問する場合には、議案番号、ページ等を述べてください。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 11 号「令和 5 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について」の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青鹿和男議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青鹿和男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 12 号「令和 5 年度秋川流域斎場組合会計予算」の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青鹿和男議員) 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長(青鹿和男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

---

※

○議長(青鹿和男議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 5 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 03 分 閉会